

三重県保健環境研究所研究コンプライアンス教育実施要領

令和 5 年 4 月 1 日

三重県保健環境研究所

1. 目的

三重県保健環境研究所の研究員に、経費の適正な使用と研究・調査データの厳正な取扱いをするための教育（以下「研究コンプライアンス教育」という。）を実施し、研究活動における不正行為の防止を図ることを目的とする。

2. 実施方法

研究コンプライアンス教育は、コンプライアンス推進責任者が企画し、毎年度行うこととする。

3. 対象

研究コンプライアンス教育の対象は、研究活動に関わる全ての職員（非常勤職員を含む）とする。

4. 内容

- ・研究所の不正行為対策に関する方針やルール、告発等の制度など遵守すべき事項
- ・不正行為が発覚した場合の懲戒処分
- ・研究費の適正な執行に関すること
- ・その他、コンプライアンス推進責任者が必要と認めた事項

5. 受講状況の把握及び誓約書の提出

全ての研究員は、研究コンプライアンス教育を受講しなければならない。また、全ての研究員は、年度毎に、別紙の「研究活動にあたっての誓約書」（別紙 1）を自署し、提出しなければならない。

また、競争的研究資金等を原資とした商取引にあたっては、対象年度において、事前に別紙の「誓約書」（別紙 2）を提出した、一定の取引実績のある事業者に依頼するものとする。

6. 未受講者へのペナルティ

研究コンプライアンス教育を過去 1 6 か月以内に受講しなかった研究員は、研究コンプライアンス教育を受講するまでの間、原則として国等の公募型研究開発および競争的資金等の運営・管理を含む一切の研究活動に関わることができない。

7. その他

この要領に定めるもののほか、研究コンプライアンス教育に必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別紙 1

研究活動にあたっての誓約書

三重県保健環境研究所長 様

私は、三重県保健環境研究所（以下「研究所」という。）における研究活動において、その立案、計画、実施、成果のとりまとめ（報告を含む。）の各過程において、健全な研究活動を保持し、かつ研究活動における下記の不正行為を為さず、また加担しないことを約束します。その他、他の職員等から不正行為を行うことを要求された場合には拒絶し、研究所の通報窓口ご連絡します。

また、不正行為を行った場合は、県や配分機関の処分および法的な責任を負うことに異議はありません。

記

1. 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること、または、これら作成したものを記録、報告または論文等に利用することをいう。
2. 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものにする、もしくは、それを記録すること、またはそのような真正でない変更・変造したデータ・結果等を用いて研究の報告、論文等を作成・発表することをいう。
3. 盗用 他の研究者のアイディア、研究過程、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。
4. 研究費の適正な使用 競争的資金等を含む研究費を、本来の用途以外の用途に使用すること、虚偽の請求に基づき支出すること、その他法令等に違反して支出すること。

令和 年 月 日

所属
氏名（自署）

誓約書

当事業所は、三重県保健環境研究所（以下「研究所」とする。）に所属する研究員が獲得した競争的研究資金等を原資とした商取引にあたり、研究活動の不正防止への対応に関する規程等を理解し、下記の事項を遵守することを誓約します。

- 1 物品購入等契約に係る商取引は、三重県会計規則等に準じて取り扱い、不正な行為に関与しないこと。
- 2 研究所が競争的研究資金等の管理に関して実施する監査等に際して、取引帳簿等の閲覧・提供等の要請があった場合は、これに協力すること。
- 3 当事業所に、三重県会計規則に反する行為や研究活動の不正行為への対応に関する規程第2条に規定する研究活動の不正行為に加担する行為が認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- 4 研究所の研究者等から不正な行為への依頼等があった場合には、速やかに不正行為に関する通報窓口へ連絡すること。

令和 年 月 日

三重県保健環境研究所長 様

所在地

事業所名

代表者役職・氏名

